

令和8年度鳴門市ガバメントクラウドファンディング補助金事業募集要項

民間団体によるまちづくりを推進することを目的として、ふるさと納税制度を活用したガバメントクラウドファンディング※事業の企画案を次のとおり募集します。

事業が認定された団体には、集まった寄附金額から必要経費を控除して算定した額を補助金として交付します。（必要経費については記念品代やポータルサイト運営費に充てられます。）

※ガバメントクラウドファンディングとは

- ・地方公共団体が、特定の事業への支援を目的としてインターネットを通じて、不特定多数の方から資金を調達することをいいます。
- ・通常のふるさと納税では、寄附金の使途が「子育て支援」や「社会福祉の向上」など大きな枠組みで設定されているのに対し、ガバメントクラウドファンディングでは、あらかじめ具体的な事業内容をお知らせし、寄附者は事業内容に共感を得て、寄附を行うこととなります。

1 対象団体

補助の対象となる団体は、次の基準をすべて満たす必要があります。

- (1) 市内に主たる事務所を有し、市内で主たる活動を行う団体
- (2) 運営に関する会則等があり、適正な会計処理が行われている団体

※当補助金の募集をきっかけに新たな団体を設立する場合も応募は可能です。

※次のいずれかに該当する団体は対象となりませんので、ご注意ください。

- (1) 政治的活動、宗教的活動又は特定の人物に対する支持を目的とする団体
- (2) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある団体
- (3) 同一の事業内容について、市外で助成を受け（予定を含む）、市内での活動に係る対象経費と市外での活動に係る経費との区分が困難な団体

2 対象事業

対象団体が、地域の課題又は社会的な課題の解決に向けて主に市内で実施する公益性及び社会貢献性が高い事業で、対象経費が50万円以上となる事業が対象です。

また、原則として市の認定を受けてから支出するものを対象経費とします（以前に当補助金の交付を受けた事業を除く）。

※次のいずれかに該当する事業は対象となりませんので、ご注意ください。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 事業効果が当該団体又は特定の個人若しくは団体に帰属する事業
- (3) 政治、宗教又は選挙活動に関わる事業
- (4) 国又は地方公共団体から補助金又は委託を受けている事業
- (5) その他補助金を交付することが適切でないと認められる事業

3 補助金の額

対象経費の合計額又は集まった寄附金額から必要経費を控除して算定した額のいずれか低い額を交付します。ただし、算出した額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とします。

※必要経費は、次に掲げる率を基に算定します。

- (1) 市内の者又は返礼品を希望しない者からの寄附 … 寄附金額の10パーセント
- (2) 返礼品を希望する者からの寄附 … 寄附金額の50パーセント

4 対象経費

対象事業の実施に要する費用のうち、以下の経費が対象です。

費目	内容
報償費	専門家、外部協力者等への報償・謝金
旅費	専門家等の交通費、宿泊費
消耗品費	消耗品、燃料費、書籍等の購入費
印刷製本費	パンフレット・チラシ、資料等の印刷費
通信運搬費	電話料、郵送料等
使用料及び賃借料	機器のリース及びレンタル料、会議室等の使用料
広告宣伝費	新聞、雑誌等への掲載料
委託費	専門機関等への調査委託等
備品購入費※	購入単価が1万円を超える備品
その他の経費	その他市長が必要と認める経費

※備品については、賃借又はリースをすることができない物品であり、かつ当該事業の実施に真に不可欠であって、事業終了後の取扱いが明確な物品に限り、備品購入費を認めるものとします。備品購入費を予算に計上する場合は、見積書等の参考資料を添付してください。

※修繕費については、原則認められません。

※当補助金の事業認定日以後に支払った経費を対象とします。

※実績報告の際、事業経費の請求書・領収書の写しの提出が必要です。

※次に掲げる経費は対象となりませんので、ご注意ください。

- (1) 対象団体の事務所を運営するための経常経費
- (2) 対象団体の構成員に対する人件費又は報償費等の経費
- (3) 対象団体の構成員の飲食費又は親睦に要する経費
- (4) 対象事業以外の事業でも使用が可能な汎用性の高い備品の購入に要する経費

5 応募方法

注意事項等の説明がございますので、必ず担当窓口まで一度お越しください。
説明後、応募書類を交付いたします。

① 応募書類

下記の応募書類を、募集期限までに提出してください。

- (1)事業認定申請書（様式1号） (2)事業計画書（様式2号）
- (3)収支予算書（様式3号） (4)団体概要説明書（様式4号）
- (5)団体の会則その他これに類するもの

② 募集期間

令和8年8月3日（月）から令和8年8月17日（月）まで
期間中（土日祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までの間に
持参又は郵送（期日必着）により応募書類をご提出ください。

6 審査基準等

① 審査方法

審査会による書類審査を経て、認定事業を決定します。
審査の結果は、応募団体に個別に通知します。

<審査基準>

(1) 事業の公益性・共感性

- ア 地域の又は社会的な課題の解決につながる事業であるか
- イ 不特定多数の市民の利益又は社会全体の利益につながる事業であるか
- ウ 市民のニーズに合致した事業であるか
- エ 市内外の寄附者から賛同を得られる事業であるか

(2) 事業の計画性・発展性

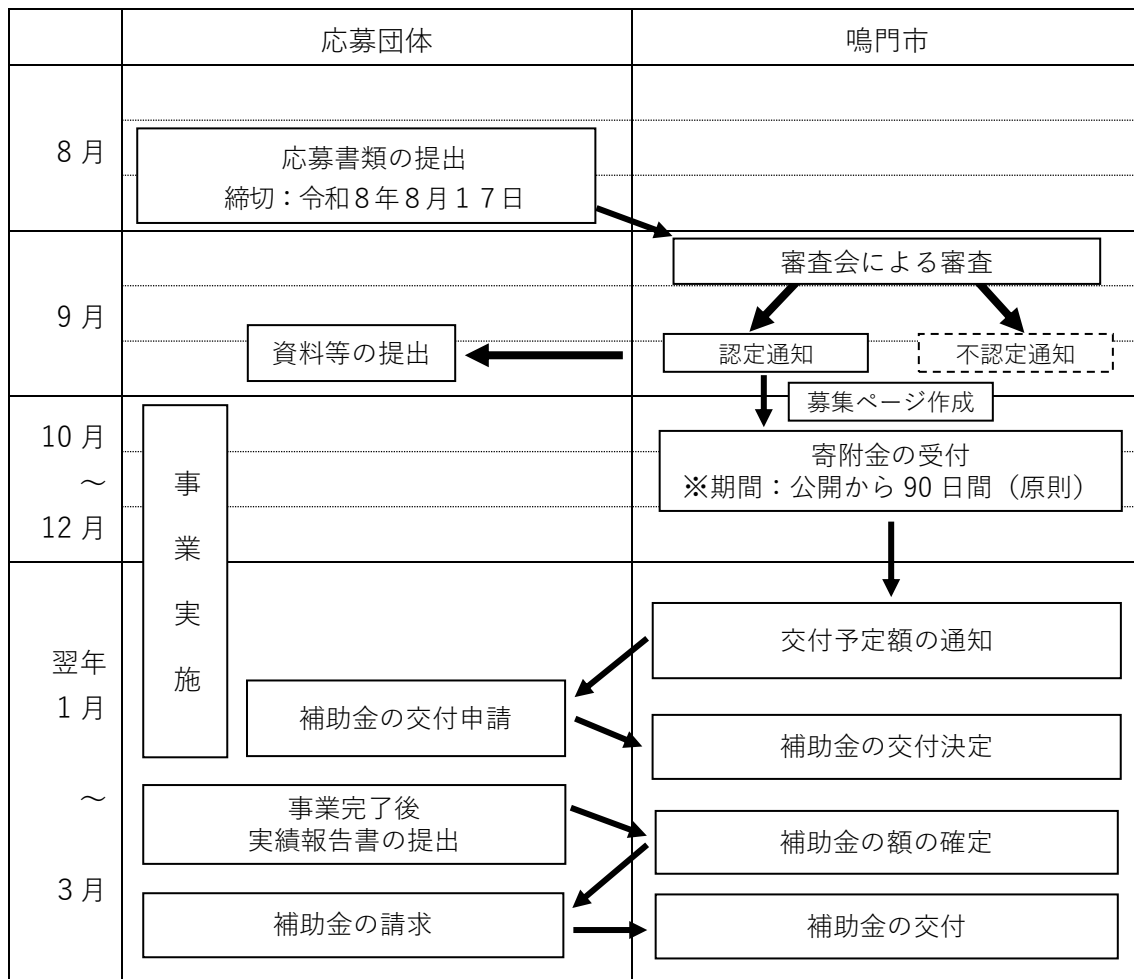
- ア 事業内容や予算の計画に計画性があり、実現可能な事業であるか
- イ 市民ならではの独創性や専門性、先駆性を活かした事業であるか
- ウ 事業内容に見合った経費の見積もりとなっているか
- エ 他の団体の活動に影響を与えるなど事業の波及が見込める事業であるか

(3) 団体の適性・継続性

- ア 事業の実施に必要な組織の体制・人員が整っているか
- イ 助成金や自己資金の確保に努めるなど、責任を持って履行できる団体であるか

※事業が認定された団体には、事業内容の目的や内容を募集サイトに掲載する際に
必要となる資料や画像データ等を提供していただきます。

7 スケジュール（予定）



※寄附金の受付は、鳴門市と契約を締結しているふるさと納税インターネットポータルサイトより行い、ウェブサイトでのクレジット決済及びマルチペイメント決済により寄附金を受付します。

申請書の様式は、下記の担当窓口でのみの配布となります。申請を希望される場合や、ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

<担当窓口>

〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜 170

鳴門市 未来戦略局 企画政策課（市役所本庁舎 3 階）

TEL：088-684-1622 FAX：088-684-1336

E-mail：kikaku@city.naruto.i-tokushima.jp